TSHM賛同会員 規約

第1条 （名　称）

本会は、豊田安全衛生マネジメント株式会社（以下TSHMという）により運営される支援サービス制度でこれに賛同し、入会された団体・個人を「TSHM賛同会員」（以下、会員という）と称する。

第2条 （目　的）

本会は、安全・衛生及び健康に関する活動の支援、教育の実施、情報の提供等により、会員各社の安全衛生レベルの向上を目的とする。

第3条 （入会資格）

本会の入会資格は、原則として次の条件を満たす団体・個人とする。

(1) 罰金以上の刑事裁判を受けたことがない、または罰金以上の刑事裁判を受けてから5年以上経過していること。

(2) 不正競争防止法、その他の法令に違反する目的・態様で参加される疑義が認められないこと。

(3) 反社会的勢力及びそれに準じるものでないこと。

(4) その他、本会の裁量による本会への参加不許諾を受けなかったもの。

第4条 （入会手続き）

(1) 本会への入会を希望する場合は、「TSHM賛同会員入会申込書」に必要事項を記入の上提出する。

(2) TSHMは、会員として適合すると判断した場合、入会を承認する。

第5条 （会　費）

(1)本会の会費は、年会費33,000円とする。
なお、年会費には、消費税およびその他賦課される税を含むものとする。

(2)TSHMは、会員の事前の承諾なく料金改定を行うことができるものとする。
その場合、TSHMが適当と判断する合理的な方法により、会員に対して告知するものとする。

(3)年会費の対象期間は、4月1日から翌年3月31日とし、毎年3月に年会費の請求書を発行し、4月末までにTSHM指定の口座に振り込むものとする。

(4)第15条に定める退会の意思表示がない時は、自動更新するものとする。

(5)年の途中で入会する場合は、年会費は月割りとし、請求書到着後、すみやかにTSHM指定の口座に振り込むものとする。

第6条 （届出事項の変更）

会員は、届出内容に変更が生じた場合は、すみやかに「会員登録項目変更届」により、TSHMに報告するものとする。

第7条 （会員の権利）

会員は、本件サービスの提供を受ける権利を有するものとする。

第8条 （本件サービスの内容）

会員は以下の業務およびサービスの提供を受けることができる。なお、サービスの内容については事前の通知なく変更されることがあり、また、一部サービスについては、別途料金が必要となる。

(1) 安全衛生のスペシャリストによる相談、巡回指導を受けることができる。

(2) 安全衛生診断・支援、認定・評価等のサービスを受けることができる。
TSHMのホームページ「会員専用ページ」の閲覧、法改正、その他安全衛生及び健康に関わる情報の入手ができる。

(3) 毎月1回のメール配信サービス、年3回のデジタル会報誌を受けることができる。
(4) TSHM企画によるイベント、セミナーに参加することができる。
(5) 安全衛生及び健康に関わる教育について会員割引サービス価格にて受講できる。

第9条 （TSHMホームページの利用）
(1) TSHMは会員に対し会員専用ホームページを利用するための会員番号（以下IDという）および、パスワードを付与する。
(2) 会員は、IDおよびパスワードを貸与、売買することはできない。
(3) 会員は、本規約に基づき付与されたIDおよびパスワードの管理、使用についての責任を持つものとし、当該IDおよびパスワードの利用や管理によって発生する問題はすべて自己責任により解決するものとする。
(4) TSHMは技術上、運営上、その他の理由により会員のIDとパスワードを変更することができる。

第10条 （会員の義務）
会員は、本会が定める本規約を遵守するものとする。

第11条 （会員資格の取消）
会員は、以下の各号の一つにでも該当する場合は、TSHMは会員に通知および催告することなく、会員資格を取り消すことができるものとする。この場合、年会費等の払い戻しは行わない。
(1) 会員に提供するID及びパスワードを不正に使用し、又は他の利用者や第三者に使用させた場合。
(2) 本会の提供するサービスを会員の業務目的以外の用途に使用した場合。
(3) 本会の提供するサービスに虚偽の情報を提供した場合。
(4) 本会の運営を妨害した場合。
(5) 年会費の支払債務の履行を遅滞し、または支払いを拒否した場合。
(6) 本規約のいずれかに違反した場合。
(7) その他TSHMが会員として不適当と判断した場合。

第12条 （個人情報の扱い）
本会は、会員の情報を厳重に取り扱うものとし、活動支援や教育時においてのみ使用するものとする。

第13条 （機密保持）
会員およびTSHMは、業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

第14条 （損害賠償）
会員またはTSHMは、業務上知り得た情報の漏洩により第三者に損害を与えた場合、それぞれの責任において損害の賠償を行なわなければならない。

第15条 （退会について）
会員は本会の退会を希望する場合、退会日前月末日までにTSHMに「退会届」を提出し、受理・承認した場合をもって退会とする。
退会の場合、退会会員が既に支払った会費については返金されないものとする。

以上

附則
この規約は、2024年4月1日から実施する。